

○甲賀市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条例第14号

改正 平成19年3月9日条例第2号

平成22年3月26日条例第20号

平成23年6月20日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、甲賀市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

- 2 協議会に、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ

指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長直轄組織において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(甲賀市防災会議条例の一部改正)

2 甲賀市防災会議条例（平成16年甲賀市条例第74号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成19年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。